

---

# 辛亥革命をもたらした歴史の一潮流

## ——明末の「地方公議」から清末の「地方自治」へ——

溝口 雄三

<東京大学名誉教授>

### 要 旨

竹内における中国研究の方法は、態度としての方法であった。態度とは、研究対象に向かう自己自身の動機、自己の生き方、自己の国のあり方への自問である。それは中国と日本の近代に対する態度でもある。彼は日中の近代の差異を知識として知るために近代を考察したのではない。彼には、日本人が自国の近代に示す優越感への怒りがあった。両国の近代過程の差異は、時間の差あるいはタイプの差（例えば転向型と回心型など）にすぎないのに、それを優劣の差とすることに不同意があった。彼は、ヨーロッパ型を模倣する日本型とは異なる中国独自の近代があると信じていた。実際、ヨーロッパ列強を外して歴史を眺望すれば、明らかにそれはある。竹内にそれを眺望させたのは彼の思想性であった。

**キーワード** 態度としての方法、態度としての中国近代、中国独自の近代、ヨーロッパ列強、歴史としての近代と思想としての近代

### はじめに

本論文は、2005年5月、愛知大学国際中国学研究センター・公開ワークショップ「中国学と現代中国学構築」において、「中国学の方法論について」と題して行なった報告の後半部分（「視座の問題」）に手を加えたものである。論文の意図は、辛亥革命の歴史的性格を16～7世紀以降の流れから俯瞰することにより、「中国独自の近代」の軌跡を発見してみようと意図するものである。その意図自体は私の年来試みるところであって新味はないが、省の独立という形態に見られるその特性を、具体的に独立をもたらした「省の力」に踏み込んで考察しようとした点に新味があると思われるので、本論考に掲載させていただくことにした。

#### （一）視座について

これまでの中国思想史では、時代区分として、アヘン戦争から中華人民共和国の成立までを近代、それ以降現在までを現代と、それぞれ区分するのが普通である。このアヘン戦争以降を近代とする歴史区分は、中国のマルクス主義者たちの1920年代から30年代にかけての封建社会論争の中から、強い民族的危機感に裏打ちされて生まれたものである。

アヘン戦争に象徴される19世紀の東西文明の接触は、明らかにそれ以前の接触とは異なっていた。何よりそれは市場を求めて武力の行使も辞さない資本主義的近代であり、植民地統治のため政治、経済、社会の構造的な変革を強要する帝国主義的近代でもあった。つまりアヘン戦争を中国における近代の開始期とするのは、中国にとって自己の文明の存亡の危機の自覚にもとづく歴史区分であることを意味する。確かにアヘン戦争(1840年)以後、インドにおけるムガ

ール帝国の崩壊とイギリスの植民地直接統治(1858年)、ビルマのイギリス併合(1886年)、フランス領インドシナ連邦の成立(1887年)、アメリカのフィリピン植民地化(1898年)、オランダのインドネシア植民地化(1904年)、日本の韓国植民地化(1910年)などの推移を一世代後れで経験した1920~30年代の中国の知識人にとって、その推移は中華文明にとっての存亡の危機にみえたにちがいない。

中華文明圏の長い歴史を持つ分だけ中国知識人の民族的自尊心も強く、民族的自尊心が強い分、その危機感はいっそう強烈であった。後からの、すなわち現代からの目で振り返れば、当時の彼らはその「危機」に対して明らかに過剰反応をしていた。彼らは必要以上に中国文化を劣等視し、自国の歴史に否定的な評価を下し、中国のヨーロッパ化に熱中した。

例えば「西洋民族は古代から現在まで、徹頭徹尾、個人主義の民族である。……倫理、道徳、政治、社会の趨向するところ……全ては個人の自由と権利および幸福を擁護するものである。……東洋民族は遊牧社会から宗法社会に進んだが、今に至るもそのままである。酋長政治から封建政治に進んだが、今に至るもそのままである。……忠孝は宗法社会・封建時代の道徳であり、半開化の東洋民族の一貫した精神である」(陳独秀「東西民族根本思想之差異」『青年雜誌』第1巻、第4号、1918年)云々という言説に示されるように、ここでの東洋すなわち中国は「半開化」の「封建時代」の歴史段階とみなされた。「半開化」というのは、中国を文明と野蛮の中間に位置づけたもので、ヨーロッパに比べて一段階後れた歴史段階にあると自己規定したものである。

彼らは、中国の歴史過程をありのままに見るのではなく、ヨーロッパの歴史過程を型枠とし、その型枠に当てはめて解釈し、その解釈に基づいて民族の課題を設定しようとした。

ヨーロッパへの劣等感が、彼らをヨーロッパ生まれの歴史段階論に無批判に盲従させた。

前述したように、中国でアヘン戦争・近代視座が生まれたのは、マルクス主義者たちによる封建社会論争の中からであるが、その彼らの前にあったのは、彼らの目には絢爛たるヨーロッパ近代の成立の歴史物語であった。

ヨーロッパにおける近代の成立は、中世を否定的に継承することによってもたらされたものとして、ルネッサンス、宗教改革、産業革命、市民革命などの近代物語が語られてきた。それらの物語はすべて前時代である中世の中で胚胎され育成され、中世に反抗し、中世の殻を破りながら誕生したという筋書きで語られてきたものであり、その意味でそれは、中世からの連続物語である。そして、その場合、その前時代としての中世というのは、キリスト教の教会支配システムと現世制度としての封建領主制を内実とする。

ところが、こういったヨーロッパ的な近代物語を中国で見ると、まず教会支配システムや封建領主制という制度としての中世がそもそも存在しない、したがってその中世に胚胎したとされる宗教改革や産業革命あるいは市民革命、総じて資本主義近代というものが、歴史の内実として存在しない、存在するかに見えるものも擬似的なものでしかないと思われた、そのためヨーロッパを基準にしてみるかぎり、基本的に中国には近代が欠如しているという結論に達せざるを得なかったのである。

1920~30年代の中国のマルクス主義者にとっての障碍は、中国の歴史の中に封建領主制としての中世が存在しないこと、逆にヨーロッパの古代の表象とされる帝国支配体制が秦漢帝国成

立以来えんえん二千余年続いているという、ヨーロッパを型枠とした場合のヨーロッパとの差異の大きさであった。結局彼らは、周秦以来三千年に及ぶ王朝と地主の封建支配の延続という仮説を作り、「19世紀の中ごろになって、外国資本主義の侵入により、この社会の内部にはじめて大きな変化がおこった」（毛澤東「中国革命と中国共産党」）すなわちアヘン戦争以後、王朝的封建支配の延続状態を破って、不完全な資本主義的近代すなわち半封建の近代と、なお帝国主義の強力による半植民地状態の近代が成立した、という彼らの「半」近代物語を創った。

この「半」物語は、中国が列強の侵略を受ける中で、民族の独立と被抑圧階級の民主主義的な解放を目指そうとした中国の改革者たちにとっては、物語というよりは革命の指針であり、時には革命実践上のバイブルでさえあった。中国を半植民地状態から解放し、国民の大多数をしめる農民を半封建状態から脱出させ、人民民主主義的な国民国家を建設する、という彼らの革命目標に対して、このアヘン戦争・近代視座は少なくとも20世紀後半までは有効な視座であった。

しかし、今にして言えることだが、その有効性はあまりに政治的であり、あまりに非歴史的であった。

春秋に富んだ中国の歴史を、ただ資本主義経済の有無だけを基準に、アヘン戦争以前と以後とで真二つに分けるという乱暴な区分法もさることながら、彼らマルクス主義者たちは、何よりも直近の清朝の歴史を歴史なき世界として、歴史学の対象の列から除外してしまった。

一つの例が辛亥革命に対する歴史的な見方である。歴史を素直な目で見れば、辛亥革命において、秦漢帝国以来二千有余年続いた王朝体制が倒壊したというこの事件は、世界的な大事件である。王朝体制が倒壊するという事は、王朝体制以外の統治体制が可能になった、そして何よりもその新しい体制を担う新しい勢力が生まれたか、生まれつつある、ということの意味する。辛亥革命で注目すべき新しさは、これが各省の独立宣言という形態をとったということである。すなわち、われわれが着目してきた「郷里空間」（後述）が省単位まで拡充したということ、言い換えれば、「官治」と「民治」とを合同したという点で、「自治」というには特殊な、一種の「自治」空間が拡大し（因みに、後出の「城鎮郷地方自治章程」を上程したときの上奏文の中に「自治は官治と一対である」「自治と官治は合すれば共に安泰、離れば共に傷つく」云々とある）王朝体制に代わる新しい体制の骨組みが省を単位として形作られた、ということである。このような省単位の大きさの政治空間が成立するまでには、当然相応の長さの歴史時間の準備を必須とするであろう。結論的に言えば、その、王朝体制を不要にするというこの大きな変化が熟成するにいたるまでには、われわれの歴史観によれば、少なくとも明末清初期以降清末までの二百数十年間が必要であった、とみていいだろう。

われわれはそういう歴史観から、明末清初期の変動を辛亥革命に連続させて俯瞰してみようとする。

明末清初期の変動は、清朝異民族支配の抑圧により、清末に至るまで地下水のように地下を潜行し表面に出なかったのではないかを、問われるかも知れない。

確かに16～7世紀以降の中国にはヨーロッパ近代に比類される歴史事象は存在しない。しかしそのことは中国に歴史がないということの意味しない。ある時代に胚胎されたものが、その時代の中で育成され、その時代の対抗物になり、その時代に背反し、やがてその時代の殻を破

って次の新しい時代に新しい歴史事象として出現する、という歴史の展開は、どの時代の中国にも見られることである。

明末清初期に胎動を始めたものが清代に育成・醸成され、やがて清末に表面化し、清代の殻を破って、新しい時代を生み出した、という仮説に立って、辛亥革命を俯瞰してみようと思うのである。

## (二)「善拳」と「地方自治」

ここでわれわれは、いわゆる「光緒新政」の一環として1908年（光緒34年）に発布を予定して作成された「城鎮郷地方自治章程」（以下、「自治章程」と略す）に目を向けてみよう。

まず簡単な事項説明が必要であろう。この1901年に西太后の指示から始まったとされる「光緒新政」というのは、これまでの近代中国史研究の中では、少数の研究以外ではおおむね清朝最後の「無駄なあがき」と位置づけられてきた。したがってその一環としての、ましてや発布して二年足らずで辛亥革命によって国法としての根拠を喪失した「自治章程」などは、専門研究者から以外には関心をもたれてこなかった。

この「自治章程」は、1908年8月に憲政編查館資政院から上奏され、1908年にまず発布し、第二年度に実行策として自治研究所を設立、第三、四年度を経て、第五年度（1912年）に完全実施を目指すものとして発案され（『光緒朝東華録』中華書局版、第五冊、光緒34年8月項、原二百十九卷）、それを受けて、1908年12月に憲政編查館の手によって章程案が作成され（『清末籌備立憲檔案史料』下巻、中華書局、所収）、上呈されたものである。完全実施予定の前年に辛亥革命が勃発している経緯から考えても、この法案が——上海などで実施された以外に——どのように中国全土に実行されたかは大いに疑わしい。それは確かに「無駄なあがき」と評されても仕方がない始末であった。

そのようないわば机上の空案ともいうべき章程案をここでどのように扱おうというのか。

われわれはこの結果的には生かされなかったかも知れない法案を、結果や実効性からだけ見るのではなく、作成の意図の方に視点を置いて見てみようとする。法案が試行される間もなく王朝が倒壊するに至った、だからそれを最後の「あがき」と評するというのは、事実の推移を結果から振り返ってのいわば後解釈であろう。もし当時の歴史の流れに沿ってこの法案を見てみれば、この法案の背後に、当時の中国の指導層に立憲体制と「地方自治」を求めさせた、澎湃として止めるに止められない時代の潮流というものがあつたことが感得されるであろう。実際、20世紀初頭の義和団事変以後、急速に広がった存亡の危機感の中で、立憲制を指向する世論が高まると、それに比例して、「地方自治の重要性を盛んに論議するのが近年の風潮となっている」（攻法人「敬告我郷人」「浙江潮」第二期、1903年）、「いわゆる地方自治の論議によって国中は轟然としている」（茗蓀「地方自治博議」「江西」第二、三期合集、1908年）などと言われるごとく、地方自治への世論も急速に高まっていた、そういう中での「自治章程」なのである。つまり「自治章程」を制定させそしてやがてそれを死文化させた自治の歴史潮流は、時代の活脈として活潑潑地に生動していた、裏返して言えば、この「自治章程」は当時の自治の歴史潮流についての（体制側からの）格好の解説になっている、ということである。

この「自治章程」は、全九章、百十二条から成っており、第一章が総綱、以下第二章から第

四章まで、城鎮郷議事会、城鎮董事会、郷董などの組織運営体制、第五、六章が自治経費、自治監督、第七章から九章までが罰則や附条などで、今その中でわれわれが「城鎮空間」に着目する観点からとりあげるのは、第一章第三節の「自治範囲」および上掲の自治経費、自治監督の項である。

自治範囲とは、自治行為として民間に付託される諸事業の一覧である。それによれば、

- 一、 当該城鎮の学務（中小学堂、蒙養院、教育会、勸学所、宣講所、図書館、閲報社、その他学務に関わること）
- 二、 当該城鎮の衛生（清潔道路、蠲除汚穢、施医薬局、医院医学堂、公園、戒煙会、その他衛生に関わること）
- 三、 当該城鎮の道路工程（改正道路、修繕道路、建築橋梁、疎通溝渠、建築公用房屋、路灯、その他道路工程に関わること）
- 四、 当該城鎮の農工商務（改良種植牧畜及漁業、工芸廠、工業学堂、勸工廠、改良工芸、整理商業、開設市場、防護青苗、籌辦水利、整理田地、その他農工商務に関わること）
- 五、 当該城鎮の善挙（救貧事業、恤嫠、保節、育嬰、施衣、放粥、義倉積穀、貧民工芸、救生会、救火会、救荒、義棺義塚、保存古蹟、その他善挙に関わること）
- 六、 当該城鎮の公共営業（電車、電灯、水道、その他公共営業に関わること）

などで、これらの項目を通覧するとき、直ちに連想するのは当時それまでに施行されていた善堂の事業である。善堂については、先行研究によって多くが明らかにされており、その事業は、例えば「(上海の代表的な善堂である同仁輔元堂は) 諸々の善行を実施する以外に清道(道路掃除)、路灯、築造橋路(道路橋梁の築造)、修建祠廟、あるいは自警団などの事業を率先し、実に地方自治の出発点となっている」(『民国上海県続志』巻二、善堂、1918年刊)とあるように、上掲の第五項、「善挙」の項のいわゆる慈善事業以外に、さまざまな分野の事業が善堂によって手がけられていた。

先行研究に依拠していえば、第一項から第三項までの学務、衛生、道路工程の諸事業のほとんどが善堂の事業として実施されていたのであった。

つまり、第四、六項の農工商務や電車、電灯、水道などの新事業のほかは、ほとんどが「自治」の経験を持った事業であり、その意味で「自治章程」は机上の空案ではなく、実績を踏まえた案であった。

同じことは「自治経費」の財源についても言える。

「自治章程」によれば、上記の事業の財源には三種類あり、一つは当該地方の「公款・公産」、一つは当該地方の「公益捐」、もう一つは「自治章程」に違反した場合の罰金である。「公款(公金)」というのはこの事業のために寄付されプールされた共有資金の類、「公産」というのは善堂や善会などの事業主体が寄付に基づいて保有する共同財産、例えば収入の見込める共有田などであり、こういった「公款・公産」は、善堂と限らず、中国では宗族をはじめギルド、商工会、自警団など、およそ任意団体で事業費を必要とする団体には必ず保有されるものである。また「公益捐」の「捐」というのは、日本語に訳せば拠出金で、もともとはある公共の事業目的に対しその事業の恩沢に浴する住民に課せられる負担金であるが、後には漠然と公共事業費として拠出された。

この拠出金は、官府が強制的に徴集する場合には税金の性質を持ち、民間の申し合わせで拠出される場合は寄付金となるが、その境界は後述のように曖昧である。因みに「自治章程」ではこの「公益捐」を附捐、特捐の二種類に分け、官府が税金の上に附加して集めるものを附捐、それ以外にある特定の事業目的のために民間で拠出されるものを特捐としている。

先行研究によれば、善堂の経費は民間の拠出金で賄われるのが主な形態だが、その民間の拠出が官府からの提唱で行われたり、あるいは経費が不足するときには官府の寄付を当てにしたり、あるいはギルドの中で申し合わせされている拠出金を出さない仲間を罰するように官府に訴えたりする例があるなど、官と民との間にすっきりと線を引くことは難しい。

上記のギルドの例を杭州の米穀商の例で見ると、彼らは杭州の善堂に運営費を拠出していたが、拠出は個々の米穀商が個別に行うのではなく、長安鎮の仲買商から米を買い付けるときに仲買の手数料に上乗せして支払い、それを仲買商が一括して善堂に寄付した。ところがギルドの成員の中あるいは成員以外の米穀商の中にはこの申し合わせを守らず、拠出金を出さずに闇ルートで値をくずして売買するものがある。そういう申し合わせ破りの闇商人を取り締まるようにと官府に訴えている例がある。このケースは、ギルドの申し合わせによる拠出が自発的であるというよりは、共同体的な義務とされていること、そして拠出の目的が「善挙（善行）」とされることにより、本来はギルド内の利争いである官府への訴えが道徳行為として正当化される、という構図になっていることに着目したい。因みにこういう米穀商の共同拠出は「米捐」と呼ばれるが、同じく塩捐、木捐、錫捐、箔捐、糸捐、綱捐、銭捐、煤鉄捐など、「業捐」といわれる業種ごとの拠出金は少なくない。

以上から、われわれはいわゆる「地方自治」について、いくつかの問題点を見つけ出すことが出来る。

まず、「自治章程」では「善挙」は学務、衛生、道路工程などの公共事業と切り離され、慈善事業のジャンルに入れられているが、歴史的にトレースしてくれば明らかなことに、「自治章程」以前には、どの公共事業も当時の人の認識では「善挙」であった。

前掲の同仁輔元堂が、道路掃除、路灯設置、道路橋梁の築造、祠廟の修建、あるいは自警団などの事業を率先し、「地方自治の出発点となっている」と評されていることが想起されるであろう。彼ら善堂の関係者にとっては、およそ公益に属することは全て「善挙」の対象であった。もちろん、拠出金が拠出者の道徳的な献身性から進んで出されたと見るのは現実的ではない。ギルドの結束の口実に用いられたり、あるいは自己の子孫の繁栄の願いから出されたり、さまざまな動機が考えられるが、これらが明末清初期の道徳的な善会にさかのぼり、それらの流れをくんで発展してきたものであることは間違いない。口実であれ、私利が動機であれ、少なくとも公共事業が「善挙」という名目で人々の間に認識されていたのである。

自分が属する地方で困窮している人や事柄、援助を必要としている人や事柄、その地方にとって必要な諸事業を、その地方の人の手で共同して処理すること、端的に言って、地方の公事を地方の公議によって企画し実行する、というのが、彼らの「善挙」であり、「地方自治」であった。

その「地方自治」は、官か民かの境界線を必要としない。というよりは、境界線がそもそも存在しない。例えば官府が呼びかけて地方公共の事業を唱導し、地方がそれに呼応するという

とき、その呼応者は多くの場合郷紳つまり官僚経験者か下級官僚に準ずる士人層である。一方で官府に金銭報告を義務づけられ、監督の官吏に袖の下を求められることを嫌って官の資金を導入することを避ける場合もあれば、逆に不足する資金を官府の寄付に頼ったりする場合もある、そのいずれも、ただその地方のことをよりよく実行することが目的であり、実行主体が官か民かは問題にならなかった。

「自治章程」はその善挙の歴史や慣習を継承しながら、その「近代化」を図ろうとしたものであると評してよかろう。まず総綱で「地方で公選された紳民の手で地方官の監督により」「官治を補佐して地方公益の事業を実施する」と唱っていることに明らかなように、体制側の「自治」は官と民を区別し地方の公共事業を官の行政監督下におき、善挙を行政事業から切り離し西欧型の慈善事業のジャンルにはめこむこと、それが「近代化」であった。ただし、この官の「行政監督」を日本型のきめ細やかなそれとして連想してはならない。「章程」作成の意図がどうであったにせよ、実際の場面では、官と民の境界がないという従来の実態に変化はないと知るべきである。

ここで「近代化」について一言を加えると、われわれは「近代」という型枠に依拠して、その「地方自治」が国家体制の中に明文化された制度として保証されているかどうか、あるいは実行者の市民的な権利・義務はどう明文化されまた保証されているか、などを問おうとは思わない。中国の善挙の歴史は、ヨーロッパの地方自治が、中世都市における特権的市民の移動の自由とか商業の自由を内容とする自治であったのと、もともと歴史的な文脈を異にしているということである。

ここでわれわれが問うことは、ヨーロッパの地方自治の文脈と比較してのいかんではなく、清末の「善挙」が明末のそれをどう継承し、明末のそれからどう変わっているか、また清末の「善挙」はどのように「地方自治」に継承され、また異っているか、であろう。

まず明末との比較で言えば、「善挙」は、＜地方の公事を地方の公議によって地方の人が企画し実行する＞という基本のところは継承しながら、明末の個人的なあるいはグループの手作りの時代から清末の組織化・ネットワーク化の時代へと変化し、「善挙」の内容も、明末のそれがほとんど困窮者の救済、庇護、養育に限られているのに対し、広く土木事業、教育事業、民生事業、衛生事業などにまで及んでいるという差異に気づく。

この組織化された善挙がどのように「地方自治」に転化していったか。

### (三)「地方自治」と「郷里空間」

「地方自治」という語は、清朝内部にも立憲制への志向が強まる中で、日本語の訳語を通じて中国に導入された外来語で、欧米や日本の制度を下敷きにした議論が、20世紀初頭から急速に広がったが、その背景には清末の中国知識人の国家の存立と富強への強い願望があった。

この「地方自治」について当時の言論の一例として康有爲の「公民自治篇」を見てみよう。康有爲は言う。

今、欧米各国が富強なのは、人々に議政の権利があり、人々に憂国の責任意識があるからだ、人々は「公民」として、国家を自己とみなし、その利害を公議する、上には国会の議院、下には州、県、市、郷の議会があつて、愛国の感情は痛切、君主に親しむ感情も切である。万国に

公民があるのに独り中国に公民がない、だから民の資格を抑圧し、民の知恵を塞ぎ、民の愛国心を絶ち切っている。そこで中国に公民制を敷き、一定の居住歴があり、二十才以上、一族が清直で、犯罪歴もなく、よく貧民に施し、十元の公民税を支払えるものを公民とする。県、道、府、省にはそれぞれ議会を開設する、例えば道や府の議員であれば、富農、富商など家産十萬元、あるいは海外留学か大学卒、または士人として著作を有し、あるいはよく学堂、工院、医院、善堂を創設できた者を選ぶ。およそ賦税、警察、戸籍、学校、農、工、商、道路、橋梁、市港、山林、河川、病院、衛生、慈善教化などは、みな議会で討議し、地方の長官の裁可によって施行する。こうして百事が「公議」に発し、民力に応じて民が願うところを施行し、決算を公開し、官僚に汚職がなく、横暴な郷紳の強奪がなくなれば、人々は家業に励み、貧民救済にいそしみ、愛国に奮い、公益に努め、仁恵・廉恥の気風が振るい、中国の富強の基礎は確固とする。

以上、彼は「地方自治」を「公民」による省、道、府、県の議会制として理解し、それによる国民意識の向上をめざした。人々に国民としての議政の権利と憂国の責任意識を求める言論は清末に多く見られることだが、彼もその通例に洩れず、「地方自治」を「愛国」の文脈でとらえた。

ただし、彼の「地方自治」のイメージの基礎にあるのは伝統的な善挙であった。彼は広東の例として、一県の人口が多いので行政の手が及ばなかった、だから「地方の保衛は民が自ら計画せざるを得ず、学校、道路、橋梁、博施院、医院は民が自ら経営せざるを得なかった、そこで紳士、郷老、族正が訴訟事を裁き、人を選んで自警団を組織し、堤防、廟堂、学校、道路、橋梁、公所、祭祀の全てにつき、自ら寄付を募って処理をしなければならなかった」と述べている。彼の認識では、中国の「地方自治」は地方ごとの自然発生的な単体ごとの事業であり、国家規模の連携がない、一方彼の「自治」のイメージには、英国の東インド会社やドイツのクルップ製砲会社のような巨大な民間会社の活躍もある。それに倣うとすれば、中国でも鉄道、汽船、鉱山をはじめ工商農の国家規模の事業を創業する民間会社の「自治」的な林立が望まれる。そこで国内に公民と議員の制度をはりめぐらし、国家的な課題には「国がその衝に当たり」実行面では「郷がその密を行う」という風に、「集権」と「分権」を統一的に機能させることが望ましい、と考える。これによれば、彼にとっての「地方自治」とは、従来の善挙などの民間事業の仕組みをいかに議会制として制度化し、国家と地方とを有機的に統一するか、に尽きるのであった。

ただしここで留意すべきことは、彼は国会については「中国の民治未だ開かれず、未だよく遽やかに国会を立てること能わず」、しかし「各省、府、州、県、郷、村の議会は立てざる可からず」といっていることである。「愛国」を言いながら、国家単位の自治は彼のイメージにはなく、省の単位が最高レベルの自治範囲であった。「集権」と「分権」の統一を言いながら、彼には清朝に代わる国家構想がなかったということである。

しかし、省議会についての言及があるということは、逆にすでに省レベルの「自治」活動が彼に意識されていたことを意味する。以下、彼の省自治のイメージを追ってみよう。彼によれば、太平天国以降、紳士が団練（民間の自衛組織）を組織しその郷里を自衛してきたが、一郷の力が弱ければ数郷、数十郷が連合し、中にはほとんど省全体に及ぶものさえあった、という。

その団練の連合につき、康有爲の見聞の中にあつたと思われる実例を見ておこう。康有爲は1856年、広東省南海県の生まれだが、彼が生まれる一年前の1857年、広州は英仏連合軍に攻撃され、以後1861年までの三年間、連合軍の占領下にあつた。その時（1857～1858年）のこと。広州湾を取り囲むように連なる南海、花、順徳、番禺、新会の各県など広州府下十四県の郷紳が、中央から派遣された新任の総督とともに、軍資金および武器・弾薬の調達、声望ある紳士らによる郷勇（郷土出身の兵士）の募集、広州に軟禁されている巡撫の救出などの作戦を立て、花県に広東団練総局を開局し、連合軍を城外におびき出して戦い勝利し、以後連合軍は城外に出なくなった、と伝えられている（当時の南海県知事、華廷傑『触藩始末』全三巻）。この時、花県に広東団練総局が設置されたのは防御の地勢上のことで、実際に防衛の中心になったのは南海県の隣県順徳県の順徳団練局であつた。それには当時戸部侍郎の羅某が、偶々父の喪に服すべく郷里の順徳県に帰郷中であり、朝廷から新任の総督に協力して連合軍と戦うよう命令が出ていたということもあつたが、何よりも順徳県は広大な沙田を有する富裕県であつた（なお康有爲は「公民自治篇」の中でこの順徳県の名をあげ、カナダの規模に匹敵すると述べている）。順徳団練局は附設機関として、紳士が参集する社交サークル（大良公局）、科挙応募者の援助、後に政治論議の中心となつた文化グループ（青雲文社）、沙田の管理機関（東海護沙局）などをもっており、連合してさまざまな地方公事に従事していた。例えば、城壁や火薬庫の補修、砲台の新設、水路の浚渫、石路の敷設、義倉の設置、河流の管理などである。

このような外国軍との戦闘を契機とする諸県の団練の連合の事例は一見特殊例に見えるかもしれないが、動機が外国軍との戦闘でなく、例えば国内の広域的な農民反乱、あるいは広域的な水利事業などであつたとしても、県を超えた連合が必要となれば、それが可能になるネットワークがすでに各地で形成されていた、ということはこの事例は示している。問題は連合の動機いかにかわらず、連合しようと思えば連合できる実態がその時すでに用意されていたということである。

上の例で留意したいのは、一つは、中央と地方の官の連携、地方の官と官、官と紳との連携、紳と民、民と民との連携という県界を越えたネットワークの存在、もう一つは、四方八方に張り巡らされた地方公事施行のネットワークの存在である。既述のようにこのネットワークを官か民かという角度から分析するのは意味がない。清末のある論者が「自治は国家と社会をつなぐ鎖だ（自治者、国家与社会之連鎖也）」（「攻法子「敬告我郷人」「浙江潮」第二期、1903年）といているが、ここの「自治」の語を「地方公事」の語に置き換えてみれば、「自治とは、社会に勢力を有する各階層が国家の行政を担当し、これにより義務の思想、政治の知識が社会の各元素の中に浸透し、かくして代議政治の基礎が固まるというもの」（同上）という「自治」についての説明も、その実態がつまり伝統的な地方公事の形態であつたことを正確に伝えたものと分かる。上記の順徳団練局の例は外国軍と戦つた例でやや特殊ではあるが、官、紳、民のあいだの省内に錯綜したネットワークが生起する事態に対応し、また事態を動かしているという点では、ごく一般的な例といえる。

先に省レベルという言葉を使ったが、われわれはそれを省から県、鎮、郷までの上下の固定した積層としてイメージしてはならない。省とは、府、県、鎮、郷を貫いて同一平面上を縦横に流れるネットワーク流であり、それが一省の政治社会空間である。逆に言えば、県、鎮、郷

の中を流れているネットワーク流は、いつの間にか省のネットワーク流に連続する。

われわれは、太平天国を契機に湘軍・淮軍が編成されて以降、地方の軍権が事実上省の督撫（総督・巡撫）に委ねられ、督撫の行政権力も飛躍的に強化されたことを知っているが、この省の軍隊の創設も、点から線へ、また線から面へと広がる郷、鎮、県の入り組んだ網の目と、その網の目がポンプ役となるネットワーク流があってこそ出来たことであった、ということも知らねばならない。大事なことはその網の目の一つ一つが生きており活動しているということである。例えば仮に上記の青雲文社に集う新思想の青年たちが革命宣伝の雑誌を出版したとしよう、それはネットワークにのって省内に伝わっていく。書き手がネットワークを通じて現れ、同じネットワークに乗って読者が広がる。こういう、都市や市鎮を発信地あるいは中継地としてつながり合うネットワーク空間の動態を「郷里空間」と呼ぼうというのである。

前掲の「城鎮郷自治章程」の規定では、人口五万以上を鎮、五万未満を郷とするとあるが、ここでは規模は問題にせず、機能を問題にしたい。われわれが城鎮というのは城鎮郷のことで、城市といわれる大中小の都市間、市鎮といわれる地方の商業集散地・小都市、郷とよばれる農村地帯の間の生きたネットワーク活動をいう。

このネットワーク活動態こそが善挙の発展態としての「地方自治」であり、またその歴史の活脈が、省の独立を実現可能にした原動力であった、といたいのである。

#### （四）「郷里空間」と省独立

これまで近代中国思想史は、文明史や社会史の角度から研究されたもの以外の多くは、主に批判的知識人や革命運動家の行動や論説、言説を中心にいわば革命言行史として組み立てられてきた。それはもちろん必要かつ有意義な作業であるが、中国近代史を革命言行史としてトレースしたときに、一つの問題に逢着する。それは明末清初の黄宗羲らに見られる反体制的な言説を継ぐ言説が、清末になるまで見あたらない、という清代を通じての「革命的言説」の空白状態である。この空白状態は中国でも早くから意識されていた。1906年9月に刊行された革命派の機関誌の中で（『民報』第7号掲載の連続政治小説「獅子吼」）、作者の陳天華は主人公の一人にこう言わせている。「明末清初の大聖人、黄梨州・宗羲先生の著書『明夷待訪録』中の原君、原臣の二編はルソー『民約論』の完備したのには及ばないが、民約の理は内に包括されており、しかも『民約論』に数十年先んじている」しかし「フランスではルソーが出た後、百千のルソーが続いたのに、中国ではただ黄宗羲先生あるのみで誰も後に続かなかつたため、あたら二百余年がむなしく流れ去った」と。

確かに革命的な言説を、あるいはヨーロッパ型の「近代」革命に類似した事象を、清初から清末までに追い求めれば、中間の二百年は空白状態である。そこで、その空白状態を解釈して、二百余年間、反満・反帝制の革命思想は地下流として地下に潜り、被抑圧のエネルギーを溜めて、かえって激発的に清末に噴出し、王朝をではなく王朝制度そのものを崩壊させるに至った、などの説明がなされたりした。

しかし誰もが承知していることだが、黄宗羲は王朝制度について何も語っていない。大づかみに言えば、彼は「民」の社会的経済的な存在としての主体性を認めよ、そして地方のことは地方の「公議」に委ね、「地方の人が地方のことを任とす（以地方之人任地方之事）」（前掲「敬

告我郷人) ベしと主張しているに過ぎない。「地方のこと」とは善挙を一例とする地方公事であるが、それを「地方自治」というのであれば、地方の公事が地方の郷紳らに担われ始めたのは明末清初からで、それまではおそらく「地方公事」というものは在郷の郷紳層にとってそれほど大きな存在とは意識されていなかった。そもそも官の仕事は「錢穀」(徴税)と「刑名」(治安と裁判)といわれ、それ以外に地方の「公議」が必要とされる状況が生まれたのは明末になってからであり、「公事」も県を越えるものは水利工事をのぞいておそらく少なかった。だから当時の「民」の活動空間は県範囲までの「郷里空間」の語で形容できた。

とすれば、この「郷里空間」を県から省の規模までに発展させること、言い換えれば「地方の人が地方のことを任とする」体制を十全に構築すること、それが黄宗羲を継ぐことではなかったか。もしそれを「地方自治」というのであれば、黄宗羲の提唱した「地方自治」は、清代二百余年を通じて着実に実行され、発展し、清末に至って立憲・革命思想の母胎としての「郷里空間」の充実をもたらした、と言えないであろうか。

少なくとも、この「郷里空間」の拡充がなければ、革命派や立憲派の活動はその基盤をもつことが出来なかったであろう。

辛亥革命を省独立のかたちで実現させた要因についてはさまざまに挙げることが出来る。

まず、太平天国を契機に湘軍・淮軍が編成され、地方の軍権が省の督撫(総督・巡撫)に委ねられるようになったこと、また洋務派官僚らによる商工業の振興とそれに関わる紳士層の興起、また諮議局の設置による省レベルの行政機構の成立、科挙の廃止に伴う西学を受容と立憲・革命思想の流行などなど、多くを挙げられよう。しかしそれらのどの一つもそれを成り立たせる省レベルの「郷里空間」なしには成立しなかった。

清末につぎつぎと刊行された新思想宣布の雑誌『浙江潮』『江蘇』『新湖南』『新広東』『湖北学生界』『雲南雑誌』『四川』『河南』『江西』など、多くが省名を冠しているのは、その時点で省の文化的、経済的また社会的なネットワーク空間が形成されていたことを示す。

辛亥革命が鉄道の国有化をきっかけに勃興したという経緯も象徴的であった。それは、清朝政府が1911年5月、民営の川漢線(成都—漢口)と粵漢線(広州—漢口)を国有化し、沿線の湖北、湖南、広東、四川各省の鉄道会社を強制的に接収したことに端を発した。国有化して線路を担保に外国の借款を導入して鉄道敷設事業を朝廷(中央政府)主導で進めようと図る政府と、あくまで自分たちの力で鉄道を敷設し地方の權益を守ろうとする各省の紳士層と、真っ向から対立した。結果は同年10月、武昌の軍隊が蜂起し、11月下旬には二十四省中十四省が清朝から独立し、翌年1月に清朝の命運を決したのだが、思えば鉄道こそ省の力を結集し、また省と省を連結するほかない事業であり、それを民間で請け負おうとしていた省の紳士の力はその時点で中央権力に対抗するまでに成熟していたのであった。こうして各省内の立憲派だった紳士たちは雪崩を打って省独立に走り、革命派と合流していった。「郷里空間」は鉄道の敷設という問題においてすでに臨界点に達していたということである。

辛亥革命における省の独立を「郷里空間」の成熟という角度から見たとき、そこに浮かび上がってくるのは、前掲の康有為にも見られた、「城鎮空間」が省どまりであることによる、王朝国家に代わる新しい国家構想の欠如という問題であろう。

先にわたしは、清朝の王朝体制の崩壊につき、「王朝体制が倒壊するということは、王朝体制

以外の統治体制が可能になった、あるいは新しい体制を担う新しい勢力が生まれたか、生まれつつある、ということの意味する」と述べた。

辛亥革命の歴史的特質は、各省の独立という形態をとったことにあるが、この「独立」とは、言い換えれば清朝統治体制からの省権力の離脱であり、また省の離脱による王朝統治体制の瓦解である。その時点で自己統治能力をもっていたのは省権力であり、「王朝体制以外の統治体制が可能になった」というときの「統治体制」とは各省ごとの地方分権体制であった。王朝権力の瓦解・分解・解体をもたらしたこの地方分権化の趨勢こそが、歴史の流れとしては自然的な流れであるのに、当時の国際環境はそれに逆らっていた、そこに辛亥革命後の中国の苦難があり、試行錯誤があった。

さまざまな国家構想が中国大陆の上に錯綜した。

中には袁世凱の帝政復帰構想や張勳の復辟運動すなわち清朝の再建構想など、歴史の流れを逆流させようとする時代錯誤の構想もあった。

一方、湖南共和国運動に見られる省共和国の建設構想（彼らは将来的には各省の連合を志向していた）があれば、省共和国の連合体としての連邦国家構想（20年代に盛行した連省自治運動）があり、後に主流となった中央集権的な国民革命構想（中華民国）や人民革命構想（中華人民共和国）があり、内戦を伴った抗争と、それに乗じた欧米列強の介入や日本の侵略があった。

明末清初期の県規模の「郷里空間」から清末期の省規模の「郷里空間」までの成熟やその結果としての省の独立という歴史の推移からみれば、連邦共和国構想がもっとも現実的な構想に思えるが、各省内に存在する軍隊の軍閥割拠化とその軍閥と結託した外国勢力による分割支配の虞れが、安易な連邦構想——中央なき連邦構想を実現させなかった。

一方、中国には西欧や日本にみられる国家観念というものが伝統的に希薄で、朝廷＝王朝が国家であるが、民は国家に隷属せず、天の民として天下に帰属するという天下観念が伝統的に形成されていた。民は「天民」という語にはなじむが、「国民」という語にはなかなかなじめなかった。康有為が「公民」という語を使った背景にはそんな事情もあった。また秦漢帝国成立以来二千年余におよぶ王朝制度と宋以来一千年余におよぶ官僚制の歴史により、中央官僚による王朝＝国家政治にはなじんでいても、国会制による国家政治の運営には歴史経験をもっていなかった。

結局、西欧列強および新興の日本による植民地支配の進行という厳しい国際環境の中で、列強の干渉や侵略に対抗できると考えられた、中央集権的な「国民国家」の建設を選択せずにはいられなかった。「天民」を「国民」に転換させ、「国民国家」を立ち上げること、これが辛亥革命以後、1910年代から1949年、人民共和国建設までの苦難の歩みであった。その過程で、省の枠を越えて、1910年代以降、雑誌「新青年」に代表されるような、全国規模の学会、商工会、労働組合などの活躍が新たに展開されたことはよく知られたことである。

こうして、中国近代思想史はその苦難に満ちた歩みを反映して、さまざまな言説を生み出したのであるが、その詳細はすでに多くの研究によって明かされていることなので、他書に譲ることにする。

なお、善挙が「地方自治」に至った後の行く末だが、それは「自治章程」にみられる「近代

化」に暗示されたように、拠金が税金になり、民間の公共事業が行政機構の担任となるという、現代の地方行政に回収され、善挙はそれ以外の民間の自発的な慈善活動として残っている。